

3. 農業振興地域データ（花巻市農林部）

農林部（花巻市農林部）

① 農地情報システム

農業振興地域整備計画の土地利用計画（（株）パスコのシステムで管理）

② 農業振興地域整備計画の土地利用

農業振興地域整備計画の土地利用の農用地区域の一筆データ

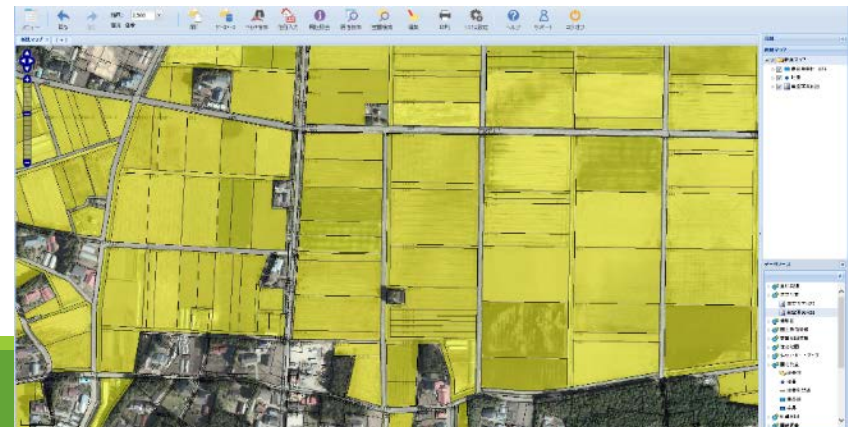
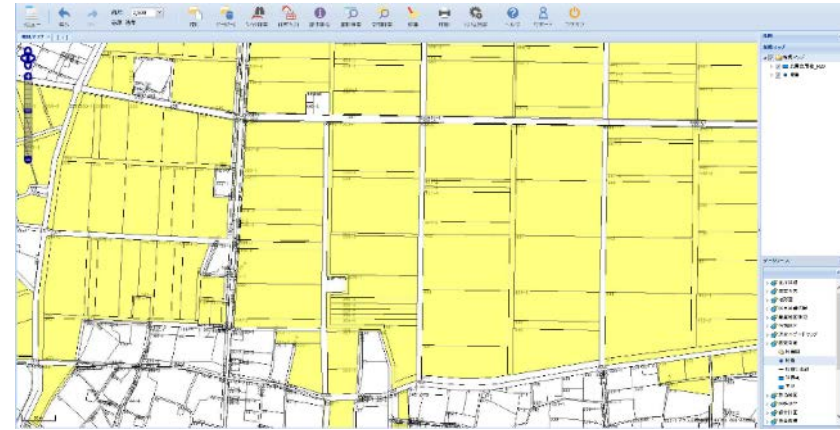
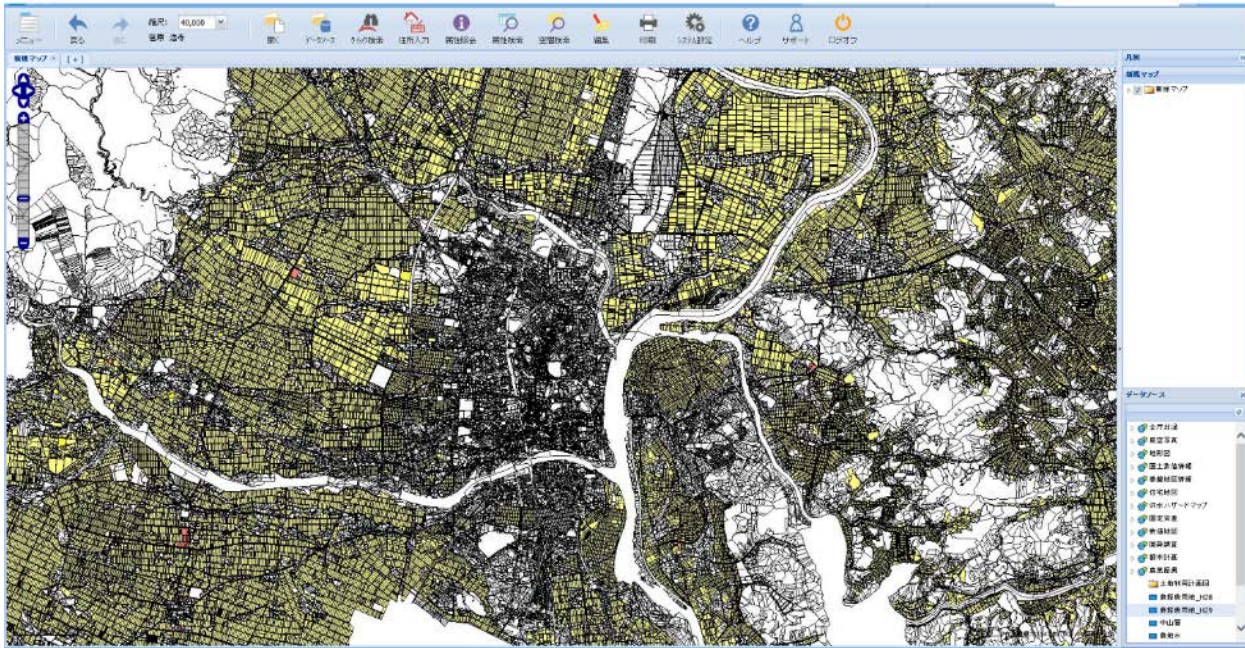
③ 農地情報システムへの追加予定データ

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・中山間地域等直接支払制度対象農地 | 旧システムから新システムへ移行中 |
| ・多面的機能支払対象農地 | 旧システムから新システムへ移行中 |
| ・農地中間管理機構借受者農地 | 表計算ソフトで管理から新システムへ構築中 |

3. 農業振興地域データ(花巻市農林部)

農林部(花巻市農林部)

農地情報システム(農業振興地域整備計画((株)パスコのシステムで管理))



農地地図について

1. 農業構造改善事業等による導入(花巻市農業推進協議会:NTTデータ)

営農情報中心 経営者(特定農作業受託含む)、面積、作物
基盤整備事業の農地形状の変更の反映に時間を要する



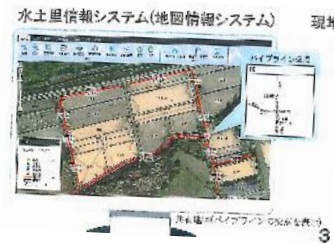
2. 農地ナビ(花巻市農業委員会)

農地面積、土地所有者、貸借状況、地目(現況・登記)の入力が必要



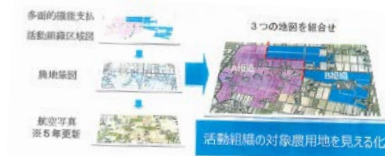
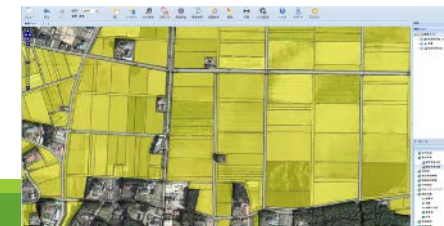
3. 土地改良事業等による導入(土地改良区等:水土里情報システム(地図情報システム))

水田、水路、道路、面積、土地所有者、貸借情報(土地改良区独自項目)



4. 行政農地地図システム(新システム:(株)パスコ、旧システム:アルファックス(株))

農振農用地区域、中山間交付金、多面的交付金、機構受け手



農地関連情報と事務作業の課題 1

◎課題

- ・水田データは当該年の農地関連情報を営農計画の変更等時点修正しながら使用している
- ・水田データ、農地地図システムはそれぞれの目的により導入されておりデータ入力必要
- ・水田台帳管理システム等のシステム更新時期の調整
- ・自給的農家の営農計画書の提出が少ない
- ・他市町村への出作地の地図情報がない(市内への入作者情報は、農業委員会で把握)
- ・各データの一筆情報の突合が困難な場合がある(所在地情報、面積等(一時利用指定等))
- ・農地関連情報と農地地図システムが縦割りで運用されており総合的な利用が困難
- ・各データをレイヤー情報として重ねて活用するための調整が困難
(人・農地プランや農協の集落(地域)営農ビジョンの見直しの資料として活用したい)
- ・スマート農業導入に伴い、経営体への営農情報活用に向けた情報提供、営農計画のフィードバック

農地関連情報と事務作業の課題 2

◎行政、農業団体、再生協議会等と個人情報保護との関係

- ・営農計画書は水田毎に作物名が記載されるが、一筆に複数の水田がある場合、仮想分筆
- ・営農計画書については個人情報の利用について承諾をとっているが行政組織の場合、行政として保持しているデータは基本的に行政内部で使用する、行政内部であっても個人情報については担当部署と協議のうえ利用範囲を限定して利用している
- ・課税情報など個人情報の組織間、組織内担当部署間の調整が困難
- ・再生協議会の事務体制 ⇒ 農業者団体が主体となり運営
(花巻市農業推進協議会＝農協、集荷団体等方針作成者と行政、関係団体 事務局：農協)

農地関連情報と事務作業の課題 2-1

◎個人情報保護との関係

花巻市個人情報保護条例（平成18年1月1日条例第21号）（抄）

（個人情報取扱事務の登録）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、市長に届け出て、その登録を受けなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を分掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (9) その他規則で定める事項

2～5（略）

第5条（略）

（利用及び提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5)略

(6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合において、事務の執行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7)～(8)略

2（略）

花巻市個人情報保護管理規程（平成18年1月1日訓令第19号）（抄）

（実施機関以外のものへの外部提供の手続）

第7条 保護責任者は、条例第6条第1項ただし書の規定により実施機関以外のものに所管する個人情報の提供をするときは、あらかじめ、当該提供を受けようとするものに個人情報目的外利用（外部提供）申請書（様式第6号）を提出させなければならない。ただし、保護責任者が緊急かつやむを得ないと認めるときは、口頭により申請を行わせることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体が提供を受けようとする場合で、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて申請をするときは、当該法令等に定められた様式によることができる。この場合において、法令等の規定に基づく外部提供の手続については、当該法令等に定められた手続によることができる。

3 保護責任者は、前2項（前項後段に掲げる場合を除く。）の申請があったときは、あらかじめ、保護管理者に協議したうえで、その可否を決定し、個人情報目的外利用（外部提供）可否決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。ただし、第1項ただし書の規定により行われた口頭による申請に対しては、口頭により通知することができる。

4 保護責任者は、条例第6条第2項の規定により、個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求める場合は、前項の通知書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷その他の事故の防止に関する事項
- (3) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 提供の条件に違反した場合における個人情報の使用停止に関する事項
- (6) 使用期間終了後の個人情報の返還義務又は廃業義務に関する事項
- (7) 事故が発生した場合における報告義務に関する事項
- (8) 個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合の損害賠償義務に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

農地関連情報と事務作業の提案

- ・法人共通認証基盤の活用
- ・農地関連営農情報による経営所得安定対策等の国等への申請事務の自動化
- ・国による地図情報システムのプラットフォーム構築
- ・プラットフォームに地方自治体、農業団体等による地図情報のリンク一元化

以上で説明を終わります。
ご清聴ありがとうございました。

MEMO

